

中 家 第 2 6 1 号
令和 6 年 8 月 15 日

各市町村長 殿

中央家畜保健衛生所
所長 稲嶺 修
(公印省略)

豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策等について (依頼)

みだしのことについて、令和 6 年 8 月 14 日付け農畜第 936 号にて畜産課長より別添のとおり依頼があります。

現在、県内の野生いのししにおいて豚熱の感染は確認されておりませんが、他県での野生いのししサーベイランスでは陽性確認地点が拡大されており、県内への病原体侵入リスクは非常に高い状況にあります。

つきましては、管内の養豚場における飼養衛生管理基準遵守の徹底を図るとともに、死亡サーベイランスの実施及び野生いのししの死体の取り扱いについて、通知を参照にし関係者へ周知方お願いいたします。

なお、狩猟・捕獲等に当たっての対策については県自然保護課より各市町村鳥獣被害担当課へ、森林での作業に当たっての対策については県森林管理課より関係者へ周知を依頼しています。

中央家畜保健衛生所 担当：柿田 TEL：945-2297 E-mail：kakitaas@pref.okinawa.lg.jp
--